

回覧(千代田地区)

令和8年1月21日

各 位

かすみがうら市長 宮嶋謙
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣捕獲の実施について(お知らせ)

このことについて、鳥獣による農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力を願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 イノシシ・アライグマ、ハクビシン

2. 捕獲期間 令和7年1月31日(土)から 令和8年3月1日(日)まで

3. 捕獲区域 かすみがうら市雪入・山本・上佐谷地区のうち鳥獣保護区

※狩猟期間中(イノシシ:令和8年3月31日まで)につき、捕獲許可が必要となる鳥獣保護区域内を対象とします。

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し、住居が集合している場所などにおいて、銃猟はいたしません。

4. 捕獲方法 銃器・わなを使用

5. 従事者 かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊(オレンジ色ベストを着用)

6. 連絡先 かすみがうら市役所 産業経済部 農林水産課 産業振興担当
TEL 029-897-1111 内線2502

有害鳥獣捕獲実施区域

捕獲区域

